

社会参加促進

手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣 身

手話奉仕員・要約筆記奉仕員を派遣しコミュニケーションの支援をします。

＜利用できる方＞

聴覚・音声及び言語機能障害等のある方で手話奉仕員・要約筆記奉仕員を必要と認められる方

＜申請手続き＞ 派遣申請書を窓口に出します。メール、FAX申請できます。
申請書は福祉課窓口、鶴岡市役所ホームページにあります。

＜申請先＞ 市役所福祉課（障害福祉係）、各地域庁舎地域づくり推進課
メール：fukushi@city.tsuruoka.yamagata.jp（福祉課）
FAX：0235-25-9500

声の広報等の発行 身

広報つるおか及び市議会だよりをテープ又はCD等に録音し貸し出します。

＜利用できる方＞ 視覚障害者で文字による情報入手が困難な方

＜申込み＞ 窓口で利用申請書に記入、申込みを行う。

＜申請先＞

市役所福祉課（障害福祉係）、各地域庁舎地域づくり推進課

福祉タクシー券又は福祉給油券の交付 身 知 精

＜利用できる方＞

- ① 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級
- ② 福祉給油券については、障害者ご本人名義の自動車を所有している場合に限り
ます。ただし、障害者が、知的障害者、精神障害者、18歳未満の身体障害者
の場合は、その障害者と生計を同じくする方の名義でも対象となります。

＜申込み＞ 窓口で利用申請書に記入し申込みを行う。
※使い切った場合や紛失等による再発行は行いません。

＜内容＞

福祉タクシー券…1枚500円相当の券36枚つづり、年度ごとに1回のみ交付しま
す。また、地域包括ケア推進課で実施している、らくらく移送サービス券と福祉タク
シー券のどちらかを選択します。

福祉給油券 …1枚500円相当の券18枚つづり、年度ごとに1回のみ交付しま
す。給油券は鶴岡市内の主なガソリンスタンドで使用できますが、セルフスタンド等
一部使用できないところがありますのでご注意ください。

<申請先>

市役所福祉課（障害福祉係）、各地域庁舎地域づくり推進課

自動車改造費・重度障害者介護用車両改造費等の助成 **身**

介護者の負担の軽減と身体障害者の社会参加の促進を図るため、自動車を改造する経費の一部を助成するものです。

<利用できる方>

●自動車改造費

次のいずれも該当する方

- ①身体障害者手帳所持者で、自らが所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる方
- ②本人及び扶養義務者の前年の所得が特別障害者手当における所得制限限度額を超えない方
- ③過去にこの助成を受けていないか、助成を受けてから5年以上経過している方

●重度障害者介護用車両改造費等 ※本人又は同居世帯の家族の車に限る ※本人運転の場合は申請不可

次のいずれにも該当する方

- ①下肢又は移動機能障害1・2級もしくは体幹機能障害1～3級の身体障害者手帳所持者
- ②市民税又は所得税が非課税世帯の方（1月～6月の期間に申請があった場合は前年の賦課状況）
- ③過去にこの助成を受けていないか、助成を受けてから5年以上経過している方

重度障害者介護用車両改造費等の改造内容

- ・車いすに乗ったまま昇降可能なリフト又はスロープ
- ・助手席等の回転シート又はリフトアップシート
- ・車いす収納装置
- ・スライドステップ
- ・上記のほか車いすを使用する身体障害者が乗降、移動等を容易にするための装置

<助成限度額>

- 自動車改造費 10万円
- 重度障害者介護用車両改造費等 20万円（改造費又は購入費用の1/2以内）

<申請手続き>

改造・新規購入前に次の書類を用意し、窓口にお越しください（改造後の申請は不可）。

- ・身体障害者手帳
- ・改造に要する経費の見積書
（改造車の購入にあたっては同型車との差額がわかる書類）
- ・運転免許証（介護車両の改造においては主な運転手（同居家族に限る）のもの）
- ・車検証（新規購入の場合は改造後に提出）

※改造完了後、改造費用の領収書または請求書をご提出ください。助成金の支払い前に改造の完了状況を確認させていただきます。

＜申請先＞ 市役所福祉課（障害福祉係）、各地域庁舎地域づくり推進課

自動車運転免許取得費の助成 **身**

身体障害者が、就労等のため運転免許を取得する場合に、その費用の一部を助成します。運転免許取得に直接要した費用の2／3以内で、限度額5万円までを助成します。

＜必要書類＞

自動車教習所、入学予定日、免許取得予定日を明らかにし、身体障害者手帳を持参のうえ申請窓口にお越し下さい。

運転免許取得後に自動車教習所の発行する免許取得に要した費用の領収書の写しをまたは、請求書の写しを提出します。

＜申請先＞ 市役所福祉課（障害福祉係）、各地域庁舎地域づくり推進課

障害者の駐車禁止除外証票 **身** **知** **精**

必要やむを得ない場合に限り、駐車禁止の場所に駐車するために必要な手続きです。

＜利用できる方＞

・療育手帳A・精神保健福祉手帳1級の方、身体障害者手帳所持者で、下表区分に該当する方

障害の区分	該当する障害の等級
肢体不自由	上肢1、2級の1又は2級の2、下肢1～4級、 体幹1～3級
脳病変による運動機能障害	上肢1、2級（上肢にのみ運動機能障害がある場合を除く） 移動1～4級
視力障害	1～3級及び4級の1
聴覚障害	2、3級
内部障害	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸・・・1、3級 免役、肝臓・・・1級～3級
平衡障害	3級
免疫機能障害	1～3級

＜申請手続き＞

障害者手帳、印鑑をお持ちのうえ、最寄りの警察署又は警察本部交通規制課に申請します。後日「駐車禁止除外指定車」の標章が交付されます。

証票の交付を受けた方には、「山形県身体障害者交通安全友の会」への入会案内があります。なお、駐車禁止除外指定となる対象により、添付書類が異なりますので、詳しくは最寄りの警察署又は警察本部交通規制課にお問い合わせ下さい。

＜申請先・問合せ＞ 鶴岡警察署 電話28－0110

身体障害者等用駐車施設利用証の交付

身 知 精 難

県内の公共施設やスーパーマーケットなどに設けられている身体障害者等用駐車施設について、県が利用証を交付し、利用できる方を明らかにすることによって、これら駐車施設の適正な利用を促進し、体が不自由な人向けの駐車場を安心して利用することができます。

道路交通法による駐車禁止区域に駐車できるようになるものではありませんのでご注意ください。



＜利用できる方＞

① 身体障害者手帳の交付を受けた方で、下表区分に該当する方

障害の区分	該当する障害の個別等級
肢体不自由	上肢 1 ～ 2 級、下肢 1 ～ 6 級、体幹 1 ～ 5 級 脳病変による運動機能障害 上肢 1 ～ 2 級、移動機能 1 ～ 6 級
視覚障害	1 ～ 4 級
内部障害	1 ～ 4 級
平衡機能障害	3、5 級
免疫機能障害	1 ～ 4 級

② 療育手帳 A の交付を受けた方

③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けた方

④ その他、高齢、難病、けが（車いすや杖等使用期間）により歩行困難な方

⑤ 妊産婦（妊娠 7 ヶ月から産後 1 年までの期間）

＜利用者証の見本＞

利用証はバックミラーにかけて表示し、利用できる方であることを明らかにするものです。



＜申請手続き＞

庄内総合支庁地域保健福祉課で手帳を持参し申請します。（郵送での申請も可能）

※ 障害者ご本人以外の方が申請される場合は、運転免許証等をご持参ください。

＜申請先・問合せ＞ 庄内総合支庁地域保健福祉課 電話 6 6 - 5 4 6 2